

一般財団法人前川報恩会 平成 26 年度福祉助成

募 集 要 項

1. 助成対象

備品・装置・設備の購入又は補修等、障がい者の療養及び障がい福祉施設的环境改善に資するもの

2. 申請期間

平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日

3. 申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項を記入し送信する。

4. 助成金額

助成総額 350 万円（1 件あたりの目安は 20 万円～30 万円）

5. 助成期間

助成金交付日～平成 27 年 12 月末日

※上記の助成期間内に申請書記載の物品を購入してください（助成金交付日前に購入したのものに対する助成ではありません）。

6. 申請資格

・障がい福祉施設に対する助成

心身に障がいのある方々を援護する福祉施設を運営する団体（営利企業、任意団体は含まない）

・障がい者個人に対する助成

心身に障がいのある方々で以下の条件を全て満たす者

①常住する市区町村より推薦を受けた者

②医師の診断書あるいは障がい者手帳等の証明資料を有する者

③保護者・介添人等と共に当財団の指定する日時・場所での面談に応じられる者

④その他、これらに準ずるものとして当財団が認めた者

7. 助成対象となる費用

施設運営のための人件費その他の一般諸経費は原則として対象としません。

備品・装置・設備の購入又は補修等を対象といたします。

※上記以外の制限はございませんが、申請書に記載された通りの用途・出費しか認めておりません。

（やむを得ず申請書と異なる用途で助成金の出費を行う必要が生じた際には、購入前に必ず弊財団までご連絡頂き、承認を得て下さい。）

8. 助成対象者の義務等

(1). 当財団が指定する書式による用途の報告。

・用途報告書提出期間

平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日（助成期間終了後 1 ヶ月）

・用途報告書提出方法

「助成事業ページ」内の使途報告書の様式をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、PDFへ変換の上、ご提出ください。

※領収書の添付を含む（料金振込をもって受領等の契約がある場合等に関しても、領収書の提出をお願い致します）。

(2). 当財団職員による訪問の受け入れ

（訪問時のレポート（写真を含む）は当財団のホームページで公開いたします。）

※助成金の使途や報告書の提出義務等に違反された場合には、助成金の返還を求めることがあります。

9. 選考手続

募集：平成26年10月1日～10月31日

選考：平成26年11月上旬～11月中旬

承認：平成26年11月下旬～12月上旬開催の理事会

通知及び交付：理事会における承認後、速やかに行う。

10. その他

申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。

また、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますので、ご了承ください。

以上